

証 人 調 書

(この調書は、第13回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示 平成28年(ワ)第758号,
平成30年(ワ)第51号

期 日 令和3年5月17日 午後1時30分

氏 名 加藤廣

宣誓その他の状況 裁判長は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。
後に尋問されることになっている証人は在廷しない。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書のとおり

以 上

HPへのアップにあたり、証人の宣誓書は省略した

原告代理人岡本浩明

甲第16号証を示す

まず、中部電力とシーテック社の関係などについて聞きます。甲16号証を示します。これはシーテック社の会社案内ですね。

そうです。

シーテック社の本社は名古屋市にありますね。

そうです。

シーテック社は中部電力のグループ企業ということでよいですか。

はい。

甲第16号証を示す

甲16号証の15ページ及び16ページを示します。これを御覧ください。シーテック社の事業の一つとして再生可能エネルギー事業というのがありますね。

はい。

その中の一つとして風力発電があるんですね。

はい。

甲第19号証を示す

これは2012年10月2日付けの再生可能エネルギーへの取組状況です。左下の方を御覧ください。ウインドパーク南伊吹が掲載されていますね。

はい。

甲第20号証を示す

これも同じ中部電力グループの再生可能エネルギーの主な取組状況の2015年版です。ここにはウインドパーク南伊吹は掲載されていませんね。

はい。

どうして掲載されていないのか分かりますか。

分かりません。

甲第1号証を示す

続いて、証人の経歴について聞きます。甲1号証の1ページ目を示します。
これは検証調書です。出頭した当事者等という欄のここ、再生可能エネルギー事業本部風力発電部地域対応G長、加藤廣と書いてありますが、これはあなたのことですね。

はい。

このGっていうのはグループという意味ですか。

グループ長ということです。

平成25年から26年当時、証人が勤務していたのは名古屋市内のシーテック本社でしたか。

ちょっともう一度お願いします。

平成25年から26年当時、あなたはどこに勤務していましたか。

風力発電部の地域対応グループに勤務しておりました。

それはどこにありますか。

本社は名古屋市ですが、地域対応グループは大垣市に事務所を構えていました。

それは大垣駐在所のことですか。

大垣駐在所です、はい。

そこにあなたもいたの。

はい、おりました。

証人が今言った地域対応グループに所属していた時期はいつからいつまでですか。

平成25年7月から28年6月末の3年間です。

それ以前に中部電力グループの他の会社に在籍していたことはありますか。

中部電力の社員でした、その以前は。

そうすると、このシーテック社に所属していた形態はどういう形態か教えて

ください。

中部電力からの出向です。

そうすると、平成28年6月末以降はまた中部電力本社に戻ったっていうことなんですか。

中部電力に戻りました。

甲第1号証を示す

地域対応グループについて聞きます。甲1の21ページを示します。これ新聞記事です。右下を見てください。手書きで大垣駐在所地域Gと記載されていますね。

はい。

ここが証人が所属していた部署ですね。

はい。

上を御覧ください。総務部広報担当様等ちょっと読みにくいんですが、再生可能エネルギー事業本部風力発電G御中というふうになってますね。

はい。

これは、この大垣駐在所地域グループからこの本社に宛てて送ったとそういう意味ですか。

分かりません。

あなたが書いたのではないですか。

私の字ではないです。

甲第1号証を示す

同じく甲1号証の8ページを示します。これは議事録です。出席者の欄を見てください。当社とありまして、加藤G長という記載がありますね。

はい。

これは証人のことですね。

私です。

横の記載の玉田という人は大垣駐在所の所属の人でしたか。

はい。

右上の欄，御覧ください。確認欄なんですけど，ここに名字が6個ぐらい書いてますね。

はい。

これは当時の大垣駐在所地域グループの職員ということですか。

5人はそうなんですけど，駒田っていうのは違います。

その人はどこの所属の人ですか。

風力グループの方です。

大垣駐在所っていうのは今もありますか。

今，ございません。

いつまでありましたか。

ちょっと正確に覚えてません。

大体でも結構なんですけど。

私が戻った後ぐらいだと思います。中部電力に戻った後ぐらいなので，28年の7とか8とかです。

では，地域対応グループの職務内容について聞きます。風力発電以外の再生可能エネルギー事業にも地域対応グループというものはあるんですか。

ございません。

風力発電部のみですか。

はい。

地域対応グループというのは主にどういう業務を行いますか。

風力発電所の開発に伴って必要な土地の権利確保，あるいは行政との対応，地元の自治会の皆様への進捗報告，事業への協力をお願い，いわゆる地元対応っていうようなところが主な仕事です。

今回，シーテック社と警備課とのやり取りをまとめた議事録が出ているわけ

ですが、それを見ると風力発電事業に対する地元住民の意向の賛否の確認などもしているようなんですけども、そういう調査も今言った業務内容に含まれるということで聞いていいですか。

もう一度お願いします。

地元の住民のかたが風力発電事業に賛成しているか反対しているかというような意向調査をしているように見えるんですが。

意向調査をしてるわけではなくて、その地元の皆さんに御理解を求めらるお話を自治会単位であったり、あるいは直接の地権者をお願いをするということをしております。

それは意向調査ではないということですか。

意向調査ではないです。開発ですので、事業への協力をお願いと。

この裁判では警察と民間企業との間で個人情報を提供し合う関係について問題にしておりますが、シーテック社では地域対応業務を行うに際して、警察に相談するということがよくありますか。

いや、相談することはございません。

甲第19号証を示す

これは先ほど示した2012年版の取組状況一覧です。左の方、このウインドパーク南伊吹の事業以前に、三重県で幾つか風力発電事業を行っておりますね、シーテック社が。

はい。

これらの事業のときにも地域対応グループとして地元の警察署の警備課を訪問して相談していたのではないですか。

地域対応グループが発足したのは平成25年7月ですので、それ以前はございません。

個人情報保護方針について聞きます。今、証言した地域対応グループの業務の中で個人のかたの識別が可能な個人情報を収集したり、第三者に提供した

りする機会っていうのはありますね。

ちょっともう一度お願いします。

個人の人の住所とか名前とかそれを聞けば個人の識別が可能な情報、個人情報ですが、地域対応グループの仕事を進める中でそういう情報を集めたり、あるいは第三者に提供したりとそういう機会がありますね。

第三者に提供することはちょっとよく分からないんですけど、法務局に行けばその土地の所有者は公知の情報っていうか分かりますので、我々のその土地を手当てする必要な土地の地権者情報は法務局で調べております。

個人の識別が可能な個人情報を入手することがあると。

ですから、法務局でその土地の所有者の住所、氏名は取得しております。

証人は平成17年4月に施行された個人情報保護法というのを知っていますか。

個人情報保護法は知っておりますけど、全て理解してるかということと中身については知らないところもたくさんあります。

シーテック社が個人情報保護法2条5項で規定する個人情報取扱事業者というものに該当するかどうかは分かかりますか。

該当します。

この個人情報保護法15条で個人情報の利用目的を特定するよう規定していることは知っていますか。

15条の条文がちょっと分かんないんであれですけど、利用目的を特定しなければならないと。

それはそうです。

知ってますか。

はい。

同じく19条で個人データの正確性を要求していることは知っていますか。

ちょっとよく分からないです、そこは。

甲第17号証を示す

これはシーテック社の個人情報保護方針です。平成25年当時、シーテック社にはこの個人情報保護方針が定められてありましたね。

ちょっと定めてあったか承知してなかったです。

当時は。

はい。

そうすると、証人が、後で聞きますが、玉田さんと大垣署の警備課を訪問していますよね。

はい。

大垣署の警備課を訪問するに先立って、玉田さんとの間でこのシーテック社が定めた個人情報保護方針に反しないよう行動しようというような確認をし合ったことはないということですね。

その行く前ということですか。わざわざ確認し合うことはなかったと思います。

当時あったかどうか分かんないということですよ、この個人情報。

今はちょっと分からないですけど。

今が分かんないっていうのは、当時この個人情報保護方針が定められているのを知ってたかどうかは今となっては分からないという意味ですか。

会社のその個人情報保護方針をわざわざ見てなかったのが当時知らなかったと。

甲第1号証を示す

甲1号証の8ページを示します。これは先ほど来、見ていただいている議事録ですが、一番上の決裁欄を御覧ください。右から2つ目の欄、地域G長つてというのが加藤さんの印鑑ですね。

はい。

その左側3つ、これは本社のかたの決裁ですか。

はい。

シーテックの本社で警察との間でこの議事録に書いてあるような意見交換をすることについて、シーテック社の個人情報保護方針の観点から問題ではないかというような指摘があったことはありますか。

個人情報の交換ではなくて、事業の進捗状況の報告だという議事録で
ございます。

そういう問題があるんじゃないかという指摘はなかったということですね。

進捗状況の報告ですので、個人情報ってということでの本社からの指示
等はありませんでした。

甲第1号証を示す

では、その大垣署警備課を訪問したいきさつについて聞きます。改めてもう
一度甲1、8ページを示します。実施年月日、平成25年8月7日という記
載がありますね。

はい。

この平成25年8月7日に証人と玉田さんとで大垣署警備課を訪問しました
ね。

はい。

訪問のきっかけですが、概要（趣旨）というところを見ると、中部電力大垣
営業所経由で中部電力岐阜支店広報稲川課長より当Gに連絡が入ったという
ような記載がありますね。

はい。

当Gってというのは大垣駐在所地域グループのことですか。

そうです。

この連絡を受けたのは証人自身ですか。

記憶にないですかというか、覚えていませんというのか。

甲第1号証を示す

改めて示します、甲1の8ページ。訪問の理由ですが、概要（主旨）のところを見ると、「大垣警察署警備課が「南伊吹風力の事業概要情報を必要としている」とありますが、風力発電事業っていうのは警察の業務に関係がないのではないですか。

警察の業務に関係あるかどうかは私には分かりません。

どうして警察はその風力発電の事業概要情報を必要とするのかを疑問には思いませんでしたか。

疑問には思いませんでした。

そうすると、証人として大垣署警備課にどういう要件なのかどうかを問い合わせたりはしていないということですか。

覚えてないです。

甲第2号証の2を示す

甲2の2新聞記事を示します。これは今回のシーテック社と大垣署警備課とのやり取りの報道をした新聞記事。この左のところですか、警察から教えてくれたというような。「シーテックの加藤広地域対応グループ長は」というのは証人のことですね。

はい。

ここに、証人はこのとき、いろいろなことを知っていた方がよいというコメントをしていますね。

そう書いてありますね。言ったかどうかは分かりません。

警備課と意見交換すると、どういうことを知ることができるんですか。

ですから、意見交換ではなくて、私どもの風力発電事業の進捗状況の報告をしたということでございます。

警備課と進捗状況の確認をすることにどういう意味があるんですか。

先ほど地域対応グループの仕事内容で言いましたように、警察だけでなく行政、あるいは自治会、あるいは地権者の皆さん、行政あるいは警察もですけど将来、事業、工事をする際にいろんな法的な許認可手続等が必要となってきますので、警察に限らず行政、法令窓口のところを進捗状況、法令確認っていうのやっております。

警察もその一環だということですか。

そうでございます。

では、大垣署警備課を訪問したときの具体的な状況について聞いていきます。証人は、大垣署警備課を訪問したのが4回あるんですが、その第1回目と第2回目に行っていますね。

確かそうです、はい。

第1回目のとき、警察側で主に発言していたのは坂上警備課長と前田巡查長のどちらという記憶ですか。

すいません、どちらかという記憶は覚えておりません。

第2回目はどうですか。

2回目もすいません、覚えておりません。

シーテック社側について聞きます。第1回目に主に警察に進捗状況を報告していたのは証人ですか。

すいません、そちらも私と玉田との割合は覚えてません。

少なくともどっちかがずっと黙ってたということではないですか。

ちょっと覚えてません。

2回目はどうですか。

2回目もすいません、覚えてません。

甲第1号証を示す

では、第1回訪問の内容から聞いていきます。甲1、8ページを示します。これもさっきからちょっと示しているんですが、警備課から岐阜新聞に風力

発電について学ぶ勉強会が行われたことが知ってるか、掲載されたことを知っているかという質問がありましたね。

はい。

甲第1号証を示す

同じ甲1の31ページを示します。このとき警備課から示されたのはこの新聞記事のことですね。

この新聞記事をもらったかという質問ですか。すいません、ちょっともらったかは覚えてません。

見せられたものであるかどうかは覚えてますか。

すいません、そこも覚えてございません。

この記事見ると、医学博士の武田さんっていう表題がありますよね。

はい、ありますね。

証人は大垣署警備課を訪問した平成25年8月7日当時、この武田恵世さんを知っていましたか。

名前は知っておりました。

名前以外に知っていることはありますか。どういう人という認識でしたか。

どういう人、ですか。

どういう経緯でその武田恵世さんの名前をこの当時以前に聞いたんですか。

三重の風力発電所、シーテックが持っている、そちらの関係で名前は知ってました。

風力発電事業に疑問を提起している人だということで聞いたのではないですか。

いや、名前は前から知ってました。

甲第1号証を示す

もう一度、甲1号証の8ページを示します。警備課は勉強会の主催者として三輪唯夫と松嶋の名前を挙げたのですね。

そうだったと思います，ここに書いてございます。

証人はこの当時，既に三輪さんと松嶋さんのことは知っていましたか。

はい，知っておりました。

この議事録見ると，警備課は2人のことを「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」と紹介しているみたいですね。

議事録に書いてございますので，多分そうだったと思います。

証人は平成25年8月当時，三輪さんが地元で平飼いの養鶏場を営んでいるということは知っていましたか。

知っておりました。

これは，その自然に手を入れる行為というふうに言えるのではないですか。

どうでしょう，分かりません。

三輪さんについて警備課が，自然に手を入れる行為自体に反対する人物であるという説明は正確性を欠いているとは思いませんか。

分かりません。

シーテック社側から三輪さんや松嶋さんのことについて，「地元の有力者から，あいつらは何でも反対する共産党と呼ばれている」というふうに説明しましたね。

議事録に書いてあるのでそうだったと思います。

甲第1号証を示す

甲1号証の20ページを示します。これ要望書です。株式会社シーテック社様と書いてあって，日付が2014年5月11日ですね。これ見たことがありますか。

はい。

下の署名欄を見ると，一番上が原告である三輪唯夫さんの名前ですね。

はい。

この要望書には，なぜ反対するかという理由が記載されてますね。

ちょっと読まないでちょっと分からないです。どこのところですか。
この辺。これ見たことありますよね。

見たことはありますけど。
これ読まれたときに、当時、何でも反対する人たちだというふうに思ったんですか。

ちよつともう一度読み返さないで。
じゃあ読んでください。読んだ上で何でも反対する人かどうかということ
聞かせてください。いかがですか、何でも反対するっていう内容でしたか。

違いますね。事業を中止する要望ですね。

甲第18号証を示す

これはウインドパーク南伊吹風力発電事業仮称の概要版というレジュメです
ね。

はい。

この平成25年8月7日当時、これに基づいて大垣署の警備課に南伊吹風力
発電の事業概要を説明したんですか。

ちよつと覚えてません。

見せたかどうか分からないの。

はい、覚えてないです。

証人と玉田さんのどちらが説明したかは記憶ありますか。

見せたのも覚えてないので、誰が何を説明したか覚えてません。

じゃあ、ちよつと中身だけ確認させてください。1ページ目が会社概要です
ね。

はい。

2ページ目が当社の風力発電事業に対する理念。

はい。

3ページ目がシーテックウインドパーク笠取の説明ですね。

はい。

4 ページ目はシーテックウインドパーク美里ですね。

はい。

5 ページ目が事業計画の概要。

はい。

6 ページ目が風車配置計画。

はい。

最後に風車発電機の構造についてですね。

はい。

今、見ていただきましたように、この事業の概要版には風力発電事業の問題点についての記載はありませんでしたね。

問題点は載ってなかったですね。

デメリットとか住民が心配してるようなことについても記載はなかったですね。

記載はないですね。

そういう住民の懸念などについてこういうように対応しますとか、こういうように解決しますというような対策についても記載はありませんでしたね。

はい、今の資料にはないです。

甲第1号証を示す

また、じゃあ議事録に戻ります。甲1、8ページを示します。警察の方から三輪さんと松嶋さんが「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている。」という説明があったみたいですが、証人はこの平成25年8月当時、ぎふコラボ法律事務所という法律事務所を知っていましたか。

いや、知りませんでした。

続いて同じく警察の方から「大垣市内に自然破壊につながることは敏感に反対する『近藤ゆり子氏』という人物がいる」「本人は60歳を過ぎているが

東京大学を中退しており、頭もいいし、喋りも上手であるから、このような人物と繋がると、やっかいになる」という話があったみたいですが、証人はこの平成25年8月当時、近藤さんを知っていましたか。

名前は聞いたことありました。

どういう経緯で聞きましたか。

こちらに出向する前に中部電力にいたときに名前は承知しておりました。

なぜ、この風力発電事業の訪問のときに警備課がぎふコラボ法律事務所とか近藤さんの名前を出したというふうに思いましたか。

分かりません。

証人たちが進めている風力発電事業の中で、このぎふコラボ法律事務所とか近藤さんの動きに注目した方がいいぞというように受け止めたんではないですか。

分かりません。

今後、その教えてもらったぎふコラボ法律事務所や近藤さんの動きを逐一警備課に報告して、対策について相談をしろというような意味合いだったというふうに思いませんでしたか。

思いません。先ほど言いましたように事業の進捗状況の報告という目的で行っておりましたので。

甲第1号証を示す

甲1号証35ページを示します。これは一番上に弁護士法人ぎふコラボって書いてありますね。

はい。

ぎふコラボのホームページをプリントアウトしたものです。右下を見てください。日付が2013年8月8日になってますね。

はい。

36 ページを示します。これも同じものですね。

はい。

日付も同じですね。

はい。

37 ページを示します。38, 39, 40 までそうですね。

はい。

日付が2013年8月8日ということは、大垣署警備課を訪問した翌日ですね。

はい、そうです。

これを検索してプリントアウトしたのは証人ですか。

覚えてません。

甲第1号証を示す

第2回訪問について聞きます。甲1, 10 ページを示します。これも議事録です。実施年月日を見てください。平成26年2月4日が訂正されて、3月4日になってますね。

はい。

平成26年3月4日に証人と玉田さんとで警備課を訪問していますね。

はい。

このときは来るようにと連絡ではなく、証人たちの判断で訪問したっていうことですね。

はい。

その目的は、南伊吹風力発電事業用地交渉の進み具合の報告と地区からの反対運動を発生させないための相談ということでしたね。

進捗状況の報告でございます。

地区からの反対運動を発生させないための相談ということですね。

目的はその進捗状況の報告です。

相談に行ったのは、第1回訪問のときに警備課から協力してほしいというお願いをされていたからですか。

いや、進捗状況の報告は特に決まってるわけではなくて、必要と思ったときに行っていると。ですから、警察だけでなく行政であったり地元の窓口であったり自治会であったりという状況です。

まず、最初に警備課に近況報告っていうのをしてるみたいですね。

そう書いてあります、はい。

この議事録見ると、平成26年2月2日に上鍛冶屋地区で年度末総会が行われた、いうふうに記載がありますが、そういう情報を証人は知っていたんですね。

と思います。

測量に伴う土地立入禁止の決議がなされたという情報も知っていたということですね。

と思います。

原告である三輪さんが自治会長に選出されたという情報も知っていたということですね。

と思います、はい。

平成26年1月26日に上鍛冶屋地区で風力発電勉強会が行われたということも知っていましたね。

と思います。

甲第1号証を示す

甲1、32から34ページを示します。まず32ページを示します。これは「1/26(日)風力発電勉強会資料」という手書きの記載がありますね。

はい。

上の決裁欄を見てください。一番左端、ちょっとこれ見えにくい、これが証人の印鑑ですか。

私です。

もう一回10ページに戻ります。打合せ内容の近況報告の下に資料-1参照という記載がありますね。

はい。

この資料-1参照とあるのは、今示しました33ページの「風力発電勉強会」ご案内のことですか。

と思います。

ここの資料を示して警備課に近況報告をしたとこういうことですね。

恐らく持ってってるんだろうと思います。

もう一回、じゃあ甲1の10ページを見てください。このときに警備課からぎふコラボ法律事務所友の会のことが話に出ましたね。

はい、と思います。ここ載ってますので。

この当時、証人はぎふコラボ法律事務所友の会のことを知っていましたか。

ちょっと覚えてないです。このときに知ってたかどうかはちょっと覚えてないです、すみません。

警備課から、原告の松嶋さんが友の会役員になったというふうに聞きましたね。

と思います、はい。

警備課から原告の三輪さんと交代で役員をやっているということも聞きましたね。

と思います。

さらに、警備課から法律事務所に相談を行った気配があるとも聞きましたね。

と思います。

甲第1号証を示す

甲1、11ページを示します。風力発電事業の今後の進め方について警備課から上石津町役場との相談を勧められましたね。

と思います、はい。

シーテック社側は風力発電事業を進めるために「上鍛冶屋地区を孤立化させる」とか、「周りの地区から、「なぜ賛成できないか」の声が上がるよう仕向けたい。」というふうに考えていたんですね。

そうやって書いてあります。と思います。

この「上鍛冶屋地区を孤立化させる。」とか「周りの地区から、「なぜ賛成できないか」の声が上がるよう仕向けたい。」というふうに書いてありますが、具体的にはどういう形で進めていくことを想定していたんですか。

ちょっと覚えておりません。

甲第1号証を示す

甲1号証10ページを示します。一番上の決裁欄を見てください。決裁欄は証人の印鑑で終わってますね。

はい。

証人だけの決裁印しかないのはどういう理由ですか。

ちょっと分かりません。回らなかったんだということが推測されますが。

もう本社の方にまで回さなくてよくなったと、こういうふうに聞けばいいんですか。

ちょっと明確には分かりません。

ちょっともう示しません。3回目、4回目の議事録も同じような形になります。

そうですか。

甲第1号証を示す

続いて、第3回訪問について聞きます。甲1、18ページを示します。実施日は平成26年5月26日ですね。

はい。

出席者の当社側を見ると玉田さんの記載してありますね。

はい。

このときは玉田さんのみが警備課を訪問しているんですね。

ということになります，はい。

証人が行かなかったのはどういう理由ですか。

すいません，よく覚えていません，当事者。

警備課を訪問するに当たって，事前に玉田さんと打合せはしていますか。

いや，打合せはしたかどうかもちょっと覚えてないです。

訪問の目的を見ますと，上鍛冶屋地区から出された大垣市長宛の嘆願書の件について警備課を相談するためとなっておりますね。

はい。

甲第1号証を示す

甲1，20ページを示します。これは先ほども読んでいただきましたが，要望書ですね。

はい。

これは，ただシーテック社と中部電力本店に届いた要望書ですね。

これはシーテックですね。

甲第1号証を示す

甲1，今度21ページを示します。これは新聞記事ですが，この新聞では大垣市長宛にも嘆願書が出されたということが報道されていますね。

はい。

甲第1号証を示す

同じく22ページを示します。この新聞記事もそうですね，市に嘆願書を。

そうですね，はい。

23ページも，これも同じですね。

そうですね，はい。

甲第1号証を示す

先ほども聞きましたがこれ右下に、23ページお示ししますが、大垣駐在地域Gと書いてますね。

はい。

上に風力発電G御中と書いてますね。

はい。

この3つの新聞記事は大垣駐在所から名古屋の風力発電グループに送ったとこういうものですか。

と思われます。

甲第1号証を示す

第4回訪問について聞きます。甲1の24ページを示します。実施日を見てください。平成26年6月30日ですね。

はい。

出席者欄を見てください。玉田さんだけです。

はい。

この平成26年6月30日も玉田さんのみが警備課を訪問したということなんです。

はい、そういうことになります。

証人が行かなかった理由は覚えてますか。

覚えておりません、これも。ただ、何か予定が入ってたのかもしれないとは思いますが。

このときも事前に玉田さんと打合せをしたかどうかは覚えてますか。

そこもちょっと内容の打合せをしたかは覚えてないです。

このときの訪問の目的は見ていただきますと、6月24日に前田巡査長から電話があったと。近藤さんの動向があるというのと、三輪さんが一之瀬地区で風力発電勉強会を開催したということで、その報告というふうに記載して

ありますが、そのとおりいいですか。

はい、そうであったと思います、恐らく。

甲第1号証を示す

甲1の26ページを示します。これが今、言った6月20日に上石津町の一之瀬地区のいちのせグリーンプラザで開かれた風力発電勉強会のちらしですけども。先ほど確認しました6月24日に前田巡查長から大垣駐在所に電話があったということですが、その電話を受けたのは証人ですか。

いや、記憶にございません。

どういう電話の内容だったかっていうのは、報告受けたかどうかは覚えてますか。

いや、記憶にございません。

甲第1号証を示す

改めて甲1、24ページを示します。一番上の決裁欄、ここにも証人の決裁印がありますね。

そうですね、はい。

証人としてはこの4回目以降も折に触れ、警察に進捗状況を報告するとそういう意向だったんですか。

必要と判断したときには進捗報告をしてただろうっていうのは。

甲第2号証の1を示す

第4回訪問以降のことについて聞きます。甲2の1新聞記事を示します。これはシーテック社と警備課とのやり取りについての新聞記事です。こういう報道がされた後も警備課への訪問はしていたんですか。

それ以降ですか。

それ以降。

ないです。

どうしてないんですか、理由を教えてください。

実績はなかった。・・・理由はよく覚えてないです。

先ほど証人は平成26年6月末まで大垣駐在所に所属していたということですね。

28年ですね。

その後は中部電力に戻られたの。

はい。

人事異動だったんですか。

人事異動です。出向解除、出向から戻ったということです。

何か解除の理由については聞いてますか。

解除の理由ですか。いや、人事異動なので人事異動に理由は聞かないですね。

特に説明もなかった。

はい。

最後に質問をしますが、今、議事録で幾つかやり取り確認してきましたね。

はい。

警察署からシーテック社に提供された情報、不正確おおげさだったというふうには思いませんか。

そのようには思わないですし、それ玉田が書いた議事録なので、多少アレンジはしてるところもあるかなとは思いますが。

警備課からの情報がシーテック社の危機感を不要にあおったというふうには思いませんか。

いや、そのようには思いません。

風力発電事業で幾つか地元住民から懸念される点が指摘されてたと思うんですが、そういうことについて研究とか検討っていうのはシーテック社ではしていますか。

すいません、具体的に何の話ですか。

低周波音とか、フラッシュ効果かな。

低周波音とフラッシュ効果，それについて。

シーテック社の中でそういうことが実際にあるかどうかとか。

対象地区が何地区かございましたので，その地区の説明会では低周波音の説明をしたり，あるいは上鍛冶屋地区であったら三重の青山高原まで視察にお連れして，低周波音の音を聞いていただいたりとかいろんなことをやってましたので，ちょっと今おっしゃられたシーテック社の中でいろんな勉強みたいなことよりも，地元の皆様を理解いただくための対応はやっておりました。

甲第1号証を示す

甲1，24ページを示します，一番下の方ですね。証人は中部電力に所属しているということですから中部電力グループのCSRというのは知っていますか。

しっかり全部知ってるわけじゃないですけど，CSRの取組は知っています。

この議事録見ると，中部電力としてCSRをしっかり守っていくと，指導していきたいという記載はされてますね。

はい，書いてあります。

それは分かりますね。

原告代理人山田秀樹

証人は冒頭に大垣駐在所に勤務されていらしたというふうにおっしゃいましたね。

はい。

これは毎日，大垣駐在所の方に詰めていらしたということですか。

一応，駐在所勤務ですので，ほぼ毎日。ただ，本社会議があるときには名古屋出勤もありましたので，月に数回ですけど。基本的には大垣

駐在所勤務。

にいらしたということですね。

はい。

それで、先ほどの第3回の訪問のところなんですけども、第1回目と第2回目は証人も同行されていたらっしゃいますよね。

はい。

それで、第3回目は玉田さんだけが行かれたということでしたね。

はい。

甲第1号証を示す

それで、この甲1号証の18ページ、1の概要欄を示します。ここで大垣市長宛の嘆願書が出されたという新聞報道がなされた。「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区であり」とこういうふうに書かれておりますよね。

はい。

この過激な運動とは何を指しますか。

すいません。これ玉田が書いておるので。

いや、あなたが決裁印、押してますよ。

決裁しておりますけど、ちょっとどういう趣旨で当時書いたか分かりません。

どういう趣旨か分からないのに決裁印、押すんですか。

そうですね。

続いて、「今回のような行動を危惧し大垣警察署警備課との話し合いの場を設けている。」とこういうふうにも書かれていますね。

はい。

今回のような行動っていうのは何を指しますか。

この文章で言うと、嘆願書が出されたということですかね。

住人が行政に嘆願書を出すと、それを今回のような行動というふうに指しているわけですか。これを危惧していたということ。

と読めますね、はい。

それにあなたは決裁印を押しておられるんですね。

はい。

それから、第4回の訪問についてですが、ちょっと先ほど聞き漏らしたのでもう一度お聞きしたいんですが、この第4回の訪問に先立って前田巡査長から電話がありましたよね。

議事録に書いてあったのでそうだと思います。

あなたも大垣駐在所にほぼ詰めていらしたなら電話があったかというのわかりますよね。

随分前のことなので、今言われても。議事録にそれ書いてあったので
そうだろうと。

前田巡査長からどういう電話があったというふうな報告は受けてるんですか。

それを受けたかどうかもちょうと今、記憶にないです。

電話があったのがこの議事録によりますと6月24日となっていますが、訪問したのが6月30日。その間に6月26日ですが中部電力の株主総会がありましたね。

先ほど見たらそうであったと思います。

この株主総会に近藤ゆり子さんが出席するので調べてきてほしいと、こういうような内容だったんじゃないですか。

すいません、ちょっと意味が分からない。

近藤ゆり子さんが中部電力の株主総会に出席するから、シーテック社の方で株主総会に行つて、どういう発言をするのか聞いてきてほしいと、こういう話が前田巡査長からあったんじゃないんでしょうか。

それはあり得ないと思います。

ただ、先ほどの議事録を見ますと、中部電力の株主総会で近藤ゆり子さんが
どういう発言をしたのかということ玉田さんが警察の方に説明しております
ですね。

そうですね、はい。

それで、この第1回から第4回の訪問を見まして、これは事業の進捗状況の
説明ですか。

我々はいろんな話を進捗に合わせて警察及び行政、当然先ほど言いま
した自治会、地権者のかたがた、説明をしてるといのは実態でござ
いました。

風力発電事業に障害になりそうなかたがたの説明をし、その対策を話し合っ
てるところという話じゃないんですか。

いや、そうではないです。

被告岐阜県代理人

甲第1号証を示す

甲1号証8ページを示します。この当社というところ、玉田さんの横に（記）
という文字があるんですが、これはどういう意味か分かりますか。

この議事録を書いた人だという意味です。

他の頁は特に見せないんですけども、先ほど先生方が示されたので覚えてる
と思うんですが、全て（記）とありましたが同じ趣旨でしょうか。

はい、そうでございます。

じゃあ、次にまた甲1号証8ページを示しながら聞きます。部長さんなり、
先ほどあなたの決裁までという話ありましたが、この議事録はこうやって閲
覧された後、物理的にどこに行くか分かりますか。

当グループでファイリングして保管しておりました。

という、先ほどの証人の御証言だと、5グループがその当時は大垣市に
あったということなんですが、大垣市の支社の方にファイリングしておいた

と。

はい。

原告代理人山田秀樹

先ほど大垣駐在所の地域グループというのはいつにできたっておっしゃいましたっけ。

平成25年7月です。

それまで風力発電の事業に関してこういう地域対応グループというのはできてたんでしょうか。

いや、ございません。新しくできたグループ。

新しくできた理由を教えてください。

地元の対応と山の上での建設ですので、山の上の誰の土地がどこまであるかという土地の測量をしたり、その事業が掛かる範囲を測量して必要な範囲の土地の権利者様から土地をお借りする、あるいは買収するというものをするために作られたと。

風力発電事業は大抵は山の上に作るんじゃないんですか。

今は、それは海の方もございますけど。

いや、当時です。当時のことを聞いております。

当時、はい。

三重県の方ですと青山高原を中心に風力発電施設、作ってますよね。

はい。

これみんな山の上ですよ。

山の上です、はい。

同じように権利関係、複雑とかあるんじゃないですか。

それはあると思います。

ですから、そこで作っていなかったのにどうしてこの南伊吹風力で地域対応グループというのができたかというのを教えてください。

それは、過去の三重県は交渉業務を外注に出してました。今回の南伊吹については外注に出さずに社内でやることになって、新しい組織ができたということです。

裁判官乙部華穂

今回、シーテック社は大垣警察署の警備課と意見交換というか、8月7日から4回にわたって話合いの場が設けられていますけれども、なぜ大垣警察署の警備課に呼ばれていたのかということについてあなたの方でどのようにお考えですか。

なぜ呼ばれたのか。

大垣警察署にもいろいろな部署があると思うんですけども、その中でなぜ大垣警察署の警備課だったのかあなたの方で把握していることはありますか。

いや、なぜ警備課だったのかというふうに思ったこともなかったの。分からないという回答ですかね。

はい。

シーテック社では事業進捗の報告をしているという認識だったんですね。

はい、そうです。

甲第1号証を示す

甲1号証の9ページ目を示します。その○というふうに左側に書いてあるところに、「当社としても、今後、地元交渉を精力的に開始する予定であることから、色々な情報交換をお願いしたい。」というふうに書いてありますね。

はい。

情報交換というのは、具体的にどういうことを念頭に置いていたんでしょうか。

どちらかという、こちらの進捗状況をお伝えするという趣旨だったと思います。情報交換というよりもその進捗をお伝えするという意味

だったと思います。

情報交換というと、警察の方からも何かシーテック社側に情報をもらいたいという趣旨を含んでいるようにも思うんですけども、何か警察の方から欲しいというふうに思っていたような情報はありますか。

それはよく分かんないです。なかったんじゃないかなと思います。それから、例えば第1回の議事録を見ると、三輪さんとか松嶋さんの情報を警察から提供されているように思うんですが、この情報を提供されてシーテック社において何か調査をしたりとか、何かそれを利用して検討したことはありましたか。

もう既に三輪さんと誰でしたっけ、松嶋さんは地元の自治会のかただったので対応もしてましたし、名前も知っておりました。

近藤ゆり子さんについてはどうですか。

以前の職場で名前程度は知っておりました。

今回、第1回の警察から話を聞いて、近藤ゆりさんのことについて何か調べたりとか何か検討されたりとかそういったことはありましたか。

検討はないですけど、ネット上で御本人様、出してるホームページがあるのを閲覧は日頃からしてました。

それは何で閲覧をするようになったんですかね。

何で、難しいな。近藤さんの情報を日頃からウオッチングしようと思ったからだと思います。

なぜ、ウオッチングしようと思ったんですか。

ちょっとなぜだったかは覚えておりません。

裁判官大村麻衣

甲第1号証を示す

甲1号証の11ページを示していただけますか。確認ですが、11ページのこの○で書かれているところがシーテック社の加藤さんないし玉田さんの発

言の概要ということですね。

はい。

その2段落目のところに、「今後も地元交渉を精力的に継続する予定である。大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい。」というふうに記載があります。先ほどの乙部裁判官からの質問にも関連をするところではあるんですけども、この第2回目の訪問において、どういうことを念頭に置かれてこういう話がされたのか覚えてらっしゃいますか。

よく覚えてない部分があるんですけど、その打合せの終わりに、また今後ともよろしくねみたいの意味だったのかもしれないです。

頂ける情報という少し意味合いが違うのかなと思うんですが、その辺りどうですか。

何かあればまた連絡頂きたいということであったと思うんですけど、特に情報にこだわったということではなかったと思うので、打合せの後に、また今後とも情報があればということをつけて言ったのかなとは思いますが。

甲第1号証を示す

すいません、もう一度示していただきたいんですが、甲1号証の9ページ示していただけますか。この9ページのところで、これは警察からの発言だと思うんですが、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」とこういった話があったことは覚えてますか。

これは議事録で書いてあるのでそうだったんだろうなというふうに思い出しております。

しっかりは覚えてはいないですかね。

はい。議事録を読み返してそうだったんだろうなというふうに思っていると。

そうすると、今の御認識でも構わないんですが、先ほどから出ているいろいろな情報交換だとか警察からの情報を頂きたいというところだと、事業の進捗に関連してどういった情報が欲しかったと考えていたか分かりますか。

具体的にはちょっと思い出せないですね。

裁判長

先ほどからあなたは進捗状況を報告するというふうにおっしゃってますよね。

はい。

何で警察に進捗状況を報告する必要があるのかというのが聞いててよく分かんなかったんですけれども、何のために警察に進捗状況を報告するんですか。

一番最初に事業概要を知りたいって説明をしに行って、警察だけではなくて他の行政もそうなんですけど、将来的にその工事の進捗をしてみると、道路を通行止めにするだとか法規制の関係があるので、状況報告しておいた方がスムーズに事業が進むと。

道路の通行状況ですか。

はい。

道路の通行状況は分かるんですけれども、それは分かるんですけれども、それと今回、名前が出てきてる人たちの関係というのはどういうふうにはあなたは理解してるんですか。

道路のことは関係ないですね。

関係ないですよ。進捗状況の報告だったら、それを関連する行政の今後の手続のために報告するわけですよ。

はい。

じゃあ、こういう具体的に地元の人で、反対派とあなたたちは目しているのかもしれませんが、そういう人たちの情報をもらう、交換をするというのは、今後の事業の進捗とどういう関係を持つというふうにはあなたたちは

考えてたんですか。

もう一回ちょっと言っていたいただけますか。

だから、こういう反対派の人たちに関する情報を警察と交換することは、今後の事業の進捗とどういふふうに関連するといふふうにお考えになっていたんですか。

ひょっとしたら、そういった進捗に悪い影響を及ぼすかもしれないと思ってたかもしれないです。

じゃあ、もう一遍この別のことを聞きますけど、第1回はこれ警察から持ち掛けてきたんですよね。

から連絡があった。

あなたの方からシーテック社側から持ち掛けたわけじゃないですよ。

はい。

それなのに進捗状況を報告といふふうにおっしゃったのはなぜですか。

最初の行った1回目は事業概要の報告。それ以降の2、3、4回は進捗状況の報告と。

警察からは事業概要の報告を求められた理由について、あなたどういふふうにお考えになってたんですか。

何しろ大型事業なのでその内容についてお知りになりたいんだろうなと。

ただ、今後のあなたの話で警察の許認可に関係するといふのは道路工事の他に、あとは何があるんですかね。

あとは何でしょうね。大きいのがやっぱり道路ですかね。

道路の使用関係、他には特に思い付きませんか。

はい。一番大きいのは、港から大きな風車の羽とかタワーとかずっと輸送で持ってくるので、非常にその道路関係っていふのはあれですし、支障物が出てきたりとか信号を一時撤去したりとか移設したりとか、

いろんなその工事上では出てくるので、一番は交通規制のところが非常に。建設に至ったときには、ものすごい大きな羽とタワーを運ぶので。

そのための情報が欲しいと言っていたんですか、警察は。

いや、警察が欲しいと言ったわけではないです。

議事録の趣旨に事業概要情報を必要としているというふうに書いてありますけれども、そうすると警察が欲しかった情報っていうのは何ですかというふうにあなたとしては理解していますか。

個人の情報も欲しかったのかもしれないと思います。

それは何のために欲しかったというふうにあなたは理解していますか。

何のためについてというのは、ちょっとよくそこまで分かりません。

あなた、今までこういう発電所とか大きな工事のプロジェクトには、この本件の風力発電の他に何か関係したことがありますか。

大きな案件ですか。

大きな工事の関係です。道路を封鎖するような、道路規制が将来必要なような工事に関係したことについては。

三重の方で同じ風力発電で新規でやったところは見たことはあります。

その三重については警察とは何か情報交換したんですか。

いや、ちょっと担当じゃなかったので分かりませんが。

以上